

京都大学における動物実験の実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 本学における動物実験の適正な実施に関しては、<u>研究担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) が総括管理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、担当理事が定める。</p>	<p>第3条 本学における動物実験の適正な実施に関しては、<u>総長</u>が総括管理する。</p> <p><u>2 研究担当の理事</u> (以下「担当理事」という。) は、前項の業務に関し、総長を補佐する。</p> <p>第27条 (同 左)</p> <p><u>2 担当理事は、第5条第3項、第10条第4項、第12条、第13条第4項、第16条第1項、第19条第2項及び第24条の規定による報告等を受けたときは必要な事項を総長に報告し、並びに第10条第5項の規定により実験の中止等を命ずる場合及び前項の規定により必要事項を定める場合には総長との協議を経て行うものとする。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成19年12月12日から施行する。</p>